

# さめき水田営農だより

## 経営所得安定対策

# 産地交付金の活用方法 (暫定)のお知らせ



経営所得安定対策の見直しにより産地資金は、産地交付金に名称変更しました。26年度においては、地域の実情や意向を踏まえつつ、農政改革に対応した県農業農村政策の推進方向に即した、活用方法を設定いたしました。

本県への配分額は、生産数量目標が約3%削減されたこと、地域の特色ある魅力的な産品(主食用米を除く)の産地づくりのため、「水田フル活用ビジョン」に位置づけられた取組を支援する「産地戦略枠」が新たに設定されたこと等により1億円の増額となりました。

26年度 産地交付金配分額	25年度 産地資金配分額	増減
<b>3.7億円</b> (うち産地戦略枠1.3億円)	<b>2.7億円</b>	<b>1億円の増</b>

## 26年度に重点化したポイント

- ①主食用米以外の水稻の作付推進を図るため、新規需要米について、担い手や多収性専用品種への助成を新設するとともに、「オオセト」や「さめきよいまい」を活用した加工用米の取組に対する助成を新設。
- ②集落営農など担い手の麦、大豆の生産拡大の取組を強化するため、単価を引きあげるとともに、実需者から増産要望の高い県オリジナル小麦品種「さめきの夢2009」に対する助成を新設。
- ③主要園芸品目(野菜)については、水田を有効に活用し、香川の強みを活かした生産拡大を図るため、作付拡大に対する助成を新設。
- ④地域の特色を活かした産地づくりを強化するため、地域特産物助成を充実。
- ⑤そば、なたねについては、戦略作物助成からの移行に伴い助成を新設。

### 【留意事項】

- ①国との正式協議は5月以降に行われることになっており、各助成措置の助成要件の変更や、単価が変更する場合があります。
- ②また、正式協議後も作目別の作付実績が計画面積を上回った場合、助成単価が減額調整される場合があります。
- ③国から県に追加配分される予定の、「飼料用米・米粉用米の多収性専用品種への取組」、「加工用米の複数年契約(3年間)の取組」、「備蓄米の平成26年産政府備蓄米の買入入札による落札分」、「そば・なたねの作付の取組」分については、本助成内容に追加して助成されるものではありません。

# 活用方法の具体的な内容(暫定)

## 1 備蓄米生産助成

備蓄米の生産安定を図り将来に向けて安定した水稲生産面積を確保するため助成

【助成対象者】 備蓄米を生産する販売農家・集落営農

【助成対象面積】 備蓄米生産面積

【助成単価】 7,500円/10a



## 2 新規需要米生産加算

主食用米の生産数量目標の減少や農業者の水稲の作付意向を考慮し、生産調整の円滑な推進や農地の有効活用の観点から加算

【加算対象者】 販売目的で新規需要米を生産する販売農家・集落営農

【加算対象面積】 新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)生産面積

【加算単価】 12,000円/10a

※担い手の経営安定を図る目的から、担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)の場合は、2,000円/10aを加算

※自給率向上を進める観点から、担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)が多収性専用品種を作付けする場合(WCS用稲は除く)は、2,000円/10aを加算

【留意点】 需用者等に売り渡され、又は自家利用契約に基づいて利用されていること。担い手以外については表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。



### 新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ① 専用品種の利用               | ② 直播栽培    |
| ③ 田植え同時防除               | ④ 側条施肥の実施 |
| ⑤ 高度施肥管理[生育診断に基づく追肥施用等] |           |
| ⑥ 共同乾燥調整施設の利用           |           |

## 3 新加工用米生産加算

加工用米を安定的に生産するため加算

【加算対象者】 販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農

【加算対象面積】 加工用米生産面積

【加算単価】 12,000円/10a

【留意点】 表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に当てはまるか、取り組む必要があります。

### 加工用米の生産性向上のための技術等メニュー

- |                            |
|----------------------------|
| ① 担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)の作付 |
| ② 複数年契約(3年間)               |
| ③ 高度施肥管理[生育診断に基づく追肥施用等]    |



## 4 土地利用型作物



### 1) 麦担い手集積加算

担い手の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した麦生産を確保するため加算

【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)

【加算対象面積】 平成26年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付面積

【加算単価】 3,500円/10a

※集落営農・認定農業者・認定就農者が法人格を有する場合は、2,000円/10aを加算

※「さぬきの夢2009」を作付けした場合、2,000円/10aを加算

【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び下表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

### 2) 麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大のため加算

【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する販売農家・集落営農

【加算対象面積】 平成25年産から26年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付拡大面積

【加算単価】 11,000円/10a

【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

麦の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ①土地利用集積      | 加算対象者が自ら作業している作付面積の合計が50a超であること |
| ②土壌改良        | 堆肥の導入・活用を含む                     |
| ③耕うん同時施肥播種栽培 |                                 |
| ④高度施肥管理      | 生育診断に基づく追肥の施用等                  |
| ⑤営農排水対策等     | 事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど               |
| ⑥共同乾燥調製施設の利用 |                                 |

### 3) 大豆担い手集積加算

担い手の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した大豆生産を確保するため加算

【加算対象者】 販売目的で大豆を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)

【加算対象面積】 平成26年産の白・黒大豆(二毛作を含む)の水田、畑(黒大豆は除く)における作付面積

【加算単価】 15,000円/10a

【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

大豆の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

- |                      |
|----------------------|
| ①中耕培土の2回以上の実施        |
| ②汎用型コンバイン又はバインダーの利用  |
| ③耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施  |
| ④子実等水分測定による適期収穫の実施   |
| ⑤畝間灌水の実施             |
| ⑥病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施 |
| ⑦無人ヘリコプターによる防除の実施    |

## 5 園芸作物



### 1) 主要園芸品目助成(野菜) 主要な園芸品目(産出額上位9品目の野菜)の産地の活性化に向け助成

【助成対象者】販売目的で主要な9園芸品目(野菜)を生産する販売農家・集落営農

【助成対象面積】平成26年産(年度内に収穫したもの)の主要な9園芸品目(表作のみ)の水田における作付面積

【助成対象作物及び単価】

レタス、ブロッコリー、アスパラガス	15,000円/10a
青ネギ、イチゴ、キュウリ	13,000円/10a
トマト	10,000円/10a
ニンニク	8,000円/10a
タマネギ	5,000円/10a

【留意点】同一ほ場で同一又は別の対象作物が2回以上作付けされる場合は、1回限りの交付とします。

### 2) 新主要園芸品目拡大助成(野菜) 露地栽培が中心となる野菜の面積拡大で、夏場の水田の有効活用推進のため助成

【助成対象者】販売目的で5品目(レタス、ブロッコリー、青ネギ、ニンニク、タマネギ)を生産する販売農家・集落営農

【助成対象面積】平成25年産から26年産(年度内に収穫したもの)の5品目(レタス、ブロッコリー、青ネギ、ニンニク、タマネギ)(表作のみ)における作付拡大面積

【助成単価】10,000円/10a

## 6 地域特産物助成等

地域の実情を踏まえ、多種多様な地域特産物の安定生産を図るため助成

各地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積に対して助成。  
詳細は、各地域協議会へご確認ください。



## 7 そば、なたねの助成

戦略作物助成から産地交付金への移行に伴い設定

【助成対象者】販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【助成対象面積】平成26年産のそば、なたねの水田における作付面積

【助成単価】基幹作:20,000円/10a、二毛作:15,000円/10a

【留意点】そば、なたねの助成は、戦略作物助成からの移行に伴って、産地交付金で助成されるもので、戦略作物助成と重複して助成されるものではありません。

### ●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL:087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-832-3418

香川県農業再生協議会 HP

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>